

令和6年度内陸山地部におけるイリオモテヤマネコ生息状況調査業務 仕様書

1. 業務の目的

西表島のみには生息するイリオモテヤマネコは、平成6年に種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定され、環境省版 RDB には絶滅危惧 I A類として掲載されている。現在の生息数は約 100 頭と推定されており、長期にわたる安定的な個体群維持に十分な個体数とは言えず、絶滅が危惧されている。

環境省沖縄奄美自然環境事務所では、ヒトの生活圏に近く人為的な影響（交通事故、生息地の消失、感染症等）が懸念される沿岸低地部において、生息個体の識別と生息状況のモニタリングを実施している。

一方で、内陸山地部においては、これまで継続的なモニタリング調査を実施しておらず、内陸山地部における生息状況については把握できていない。内陸山地部においては、観光利用による生息環境の悪化やノヤギの侵入による生態系のかく乱が懸念されている。

本業務は、これまで把握できていない内陸山地部におけるイリオモテヤマネコの生息状況や本種に対して影響を及ぼす恐れのある観光利用やノヤギ等の外来種の侵入状況を把握するため、内陸山地部において自動撮影カメラを用いた生息状況調査を実施するものである。

2. 業務の内容

本業務を遂行する上では、業務の安全管理上の観点より、西表島における内陸山地部（古見岳、テドウ山、横断道）の登山道周辺の地形や環境を熟知しており、自動撮影カメラによる野生生物の調査経験を有する職員を配置すること。

(1) 自動撮影調査

西表島を3次メッシュで分けた20メッシュ程度を対象にして、通過型の自動撮影カメラを用いた調査を実施する。1メッシュ当たり4台程度のカメラを設置するものとする（最大80台）。対象とするメッシュは、観光利用やノヤギの侵入状況により、イリオモテヤマネコの生息状況への影響が生じる恐れのある、横断道、テドウ山、古見岳の登山道沿い（最大75台）と古見岳の西側（最大5台）を想定している。詳細な設置場所や設置方法については、環境省沖縄奄美自然環境事務所西表自然保護官事務所（以下、「事務所」という。）の担当官（以下、「環境省担当官」という。）と調整し決定すること。作業要領は以下のとおり。

- ・ 設置するカメラ及びSDカード（32GB）については事務所から貸与する。単3電池については、業務請負者が調達すること（12本/台）。
- ・ 業務期間中に3回の現地作業（自動撮影カメラ設置、データ回収及び電池交換）を見込む。
- ・ 初回の作業時に、イリオモテヤマネコの専門家1名（北九州市立博物館職員（6～

3級相当)を想定)を同行させ、業務請負者は国家公務員の旅費に関する法律に準じてその旅費(北九州市から西表島までの移動及び2泊分の費用を想定)を支払うこと(謝金は不要)。

(2) 撮影データの取りまとめ

回収したカメラのデータを確認し、以下の情報を取りまとめること。

- ・ カメラ設置地点の情報：カメラ機種、緯度経度等
- ・ 撮影データの情報：撮影地点名、撮影日時、撮影された生物種、その他特記事項等

(3) 打合せ協議

業務の適切な遂行を図るため、少なくとも次に挙げる段階で環境省担当官と打合せを行なうものとする。(以下、①、②を合わせて半日程度を想定)

- ①業務開始時
- ②業務取りまとめ時

(4) 報告書の作成

(1)～(2)の実施結果についてとりまとめた報告書を作成する。

3. 業務履行期限

令和7年3月31日まで

4. 成果物

紙媒体：報告書 4部(A4判 20頁程度(カラー、簡易製本可))

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚

なお、調査で得られた各種の撮影及び位置情報については、報告書を作成する前に環境省担当官に提出し、環境省担当官の了解を得た上で報告書を取りまとめること。

※報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省沖縄奄美自然環境事務所西表自然保護官事務所

5. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。
なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ・地理情報システム；ESRI 社 ArcGIS で表示できる形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。